

# 神奈川県立山岳スポーツセンター

## 管理運営業務の内容及び基準

令和3年4月

神奈川県スポーツ局スポーツ課

## 目 次

1	基本方針	1
2	施設及び設備の維持管理に関する業務	
(1)	保守管理業務	1
(2)	保安警備業務	3
(3)	留意事項	3
3	施設の運営に関する業務	
(1)	開場日及び開場時間	3
(2)	施設及び設備の貸出し	4
(3)	利用の承認	4
(4)	利用承認の取消し等	4
(5)	施設の利用調整に関する業務	4
(6)	施設の利用案内に関する業務	4
(7)	コーチ養成事業及びクライミング普及事業に関する業務	5
4	施設の効果的・効率的運営に資するために必要な業務	
(1)	事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成	5
(2)	業務日報の作成	5
(3)	月例業務報告書の作成	5
(4)	利用者満足度調査の実施	6
(5)	利用統計	6
(6)	実績報告書の作成	6
5	利用料金の徴収に関する業務	
(1)	利用料金の徴収	6
(2)	利用料金の額の決定	6
(3)	利用料金の減免	6
(4)	利用料金の不還付の決定	6
6	調査及び監査等	
(1)	調査及び監査等	6
7	その他留意事項	
(1)	関係機関への届出等	7
(2)	職員の配置等	7
(3)	行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について	7
(4)	留意事項	7
(5)	引継ぎ	7

# 神奈川県立山岳スポーツセンター管理運営業務の内容及び基準

山岳スポーツセンターの指定管理者の募集は、秦野戸川公園と一括で行います。  
秦野戸川公園の「管理運営業務の内容及び基準」は別添資料のとおりです。

## 1 基本方針

神奈川県立山岳スポーツセンター条例第2条に定める「県民に登山に関する知識の習得、技能の向上及びレクリエーションの場を提供し、もって県民のスポーツの振興に寄与するための施設」としての機能を十分に発揮しうる施設運営を行う。

また、指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、神奈川県立山岳スポーツセンター（以下「センター」という。）の適正な管理運営を行うものとする。

さらに、公園内に秦野市が設置した「はだの丹沢クライミングパーク」と協働し、施設の持つ魅力を高める管理運営を行うこととする。

## 2 施設及び設備の維持管理に関する業務

### (1) 保守管理業務

#### ア 建築物の保守管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。また、不具合を発見した場合は、速やかに神奈川県に報告すること。

#### イ 建築設備の保守管理

建築設備等について、各種法令に基づく管理責任者を設置し、次の日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持するとともに、必要に応じてその他の点検等を行うこと。また、不具合を発見した場合は、速やかに神奈川県に報告すること。

#### (ア) 検査、点検、法定点検等保守管理

a 水道設備	・受水槽点検	年1回
	・簡易専用水道検査	年1回
	・給水配管保守点検	月1回
b 消防設備点検	・外観点検・機能点検及び総合点検	年2回
c 電気設備点検	・電気設備保守点検	月1回
	・電気設備定期精密点検	年1回
	・テレビ共聴設備	月1回
	・避雷針検査	月1回
	・一般放送設備	年1回
	・インターフォン設備点検	月1回
	・トイレ呼出装置	月1回
d ガス設備保守点検	・外灯保守点検	月1回
	・ガス漏れ検査	年1回
e 自動ドア保守点検	・ガス給湯器保守点検	年1回
		年4回
f リードウォール及びスピードウォール保守点検	・リードウォール及び	

	スピードウォール保守点検	年1回
	・リードウォール可動壁機構保守点検	年4回
	・スピードウォールオートビレイ点検	2年に1回
	・設備点検・清掃	月1回
g	館内定期清掃	年2回
h	雑排水設備	・排水管等点検・清掃 年2回
	・グリーストラップ清掃	年1回
i	受水槽清掃	年1回
j	事業系廃棄物処理	月2回
k	害虫駆除	年2回
l	樹木剪定・植え込み等の刈り込み及び清掃等	随時
m	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検業務	
	昇降機及び昇降機以外の建築設備の点検（法第12条2項）	年1回
	敷地及び構造の点検（法12条4項）	3年に1回
(イ)	日常清掃	
a	フロア清掃	随時
b	宿泊室・食堂清掃	随時
c	シーツ（洗濯）	随時
ウ	備品等の保守管理業務	
(ア)	備品の保守管理	
	備品管理簿で管理を行うほか、センターの利用者の安全を図るため、備品の日常の維持、管理を行うこと。	
	破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置等を行い、神奈川県に報告を行うこと。	
(イ)	消耗品	
	施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。	
(ウ)	事務備品	
	備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行うこと。	
	破損、不具合等が発生した場合は、神奈川県に報告を行うこと。	
(エ)	事務消耗品	
	施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。	
(オ)	重要物品	
	重要物品※について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合等が生じた場合は、直ちに神奈川県に報告を行うこと。	
	※価格が100万円以上の物品	
(カ)	備品の帰属	
	備付けの物品や神奈川県が購入し委任した物品については神奈川県に帰属する。	

指定管理者が指定期間中に更新又は新たに購入した物品の中で、施設運営の継続のために必要と認められるものについては、神奈川県と協議の上、指定管理期間終了後、神奈川県に無償譲渡するものとする。

(キ) 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこと。

(ク) 処分等

管理備品の処分等については、事前に神奈川県の承認を要する。また、管理物品の処分等に係る費用については、指定管理者が負担するものとする。

(ケ) 報告

指定管理者は、管理備品について、現在高と照合の上、毎年3月末までに神奈川県に報告すること。

(2) 保安警備業務

ア 施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

イ 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、維持すること。

ウ 入退出者等を適切に管理すること。

(3) 留意事項

ア 点検、清掃等に際しては、利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

イ 原則として、施設内に喫煙場所は設けないこと。

ウ 公衆電話等を設置する場合は、神奈川県に対して目的外使用許可の申請を行い、許可を得ること。

3 施設の運営に関する業務

(1) 開場日及び開場時間

ア 開場日

休場日を次のとおりとし、それ以外を開場日とする。ただし、(ア)から(ウ)までにかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、神奈川県の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

(ア) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）

(イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日当たるときを除く。）

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

イ 開場時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、宿泊を伴う宿泊室の利用は、午後3時から翌日の午前10時までとする。また、宿泊者が研修・トレーニング室を利用する場合は、神奈川県が別に定める時間（午前9時から午後9時まで）とする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、神奈川県の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

また、業務時間は、昼間勤務は午前8時30分から午後5時30分とし、夜間（宿泊）勤務は午後5時から翌朝の午前9時までとする。開場時間を変更するときは、業務時間も変更することができる。

## (2) 施設及び設備の貸出し

指定管理者は、施設及び設備（以下「施設等」という。）の貸出しに際しては、原則として次により、施設等を利用しようとする者から利用の申込みを受けること。

### ア 宿泊室の宿泊を伴う利用

利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3ヶ月前の日の属する月の初日から利用日の属する月の前月の利用日に相当する日（前月に相当日がない場合は前月の末日）までに、利用申込書の提出を受けること。

### イ 宿泊室の宿泊を伴わない利用

利用日の属する月の前月の利用日に相当する日（前月に相当日がない場合は前月の末日）の翌日から利用日までに、利用申込書の提出を受けること。

### ウ 研修・トレーニング室の専用利用並びにリードウォール及びスピードウォールの利用

利用日の3ヶ月前の日の属する月の初日から利用日までに、利用申込書の提出を受けること。

### エ 研修・トレーニング室の一般利用

利用日までに利用申込書の提出を受けること。

## (3) 利用の承認

ア 指定管理者は、条例、規則及び指定管理者が定める規程等に基づき、センターの施設等を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。

イ 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が条例第11条第2項各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を与えないことができる。

ウ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を与えないことができる。

## (4) 利用承認の取消し等

ア 指定管理者は、利用の承認を受けた者が条例第15条各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

イ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を取り消すことができる。

## (5) 施設の利用調整に関する業務

### ア 利用調整会議

指定管理者は、利用者の円滑、効率的な利用のため、利用調整会議を設置、開催するなど、センターにおいて開催を予定している各種大会等について、事前に日程の調整を行うこと。

### イ 優先利用

神奈川県が施設を利用する場合、又は神奈川県との共催により団体が施設を利用する場合は、指定管理者は神奈川県と事前に利用の調整を行うこと。

## (6) 施設の利用案内に関する業務

### ア 指導・助言

指定管理者は、県民が施設を利用する際、必要な指導・助言を行うこと。

#### イ 受付業務

指定管理者は、受付業務に常時1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。また、安全管理者を常時1名以上配置すること。

#### ウ その他

指定管理者は、利用者からの相談を受け、利用前に十分な打合せを行うとともに、各種利用のための申請書類及び利用の手引き書を作成し、電話による問い合わせや、施設の見学等に対応すること。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

### (7) コーチ養成事業及びクライミング普及事業に関する業務

指定管理者は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会公認の山岳コーチ1及び山岳コーチ2を養成し、より安全に競技を行う環境を整備するとともに、クライミング競技の普及・振興を目的に次の事業を実施すること。

#### ア コーチ養成事業

登山愛好家の組織化の促進、自主登山をする際の知識を指導・助言できるリーダー（山岳コーチ）の育成及びスポーツクライミングのコーチの養成を図るため、研修を実施する。

開催回数：年13回（コーチ研修・講習会、コーチ養成・検定講習会、遭難救助研修会、氷雪技術研修会、遭難雪崩救助研修会等）

#### イ スポーツクライミング普及事業

スポーツクライミング（リード及びスピード）の普及振興及び事故防止を図るため、理論及び実技の講習、模範演技等の講習会を行う。

開催回数：・初心者向けスポーツクライミング教室（リード）  
2回1シリーズとして、7シリーズ14回  
・初心者向けスポーツクライミング教室（スピード）  
年4回

#### ウ 実施要件

・高度な知識と技術を有し、かつ指導者養成事業を行うにあたって安全に事業を実施できる人材を配置し、実施すること。なお、実施要件を満たさない場合は、県の事前承認を得た上で適切な団体に委託すること。

## 4 施設の効果的・効率的運営に資するために必要な業務

### (1) 事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成

指定管理者は、次年度の標記計画について神奈川県と調整を行った上、毎年7月末までに次年度における各計画書を神奈川県に提出し、その承認を得ること。

### (2) 業務日報の作成

指定管理者は、管理業務の詳細を記載した業務日報を作成し、管理業務の実施状況を自ら把握するとともに、県の求めに応じ閲覧、提出できるよう常備しておくこと。

### (3) 月例業務報告書の作成

指定管理者は、業務日報等に基づき、各月ごとの業務状況が確認できるよう月例業務報告書を作成し、自らの自己評価を加え、翌月10日までに神奈川県に提出すること。

### (4) 利用者満足度調査の実施

指定管理者は、利用者へアンケートを毎年実施し、自己評価するとともに、施設運営の改善を図ること。

#### (5) 利用統計

利用者数等の集計・分析を行い、神奈川県へ報告するとともに、業務に反映させること。

#### (6) 実績報告書の作成

指定管理者は、前年度の管理業務の実績報告書を毎年4月末までに作成のうえ、神奈川県に提出し、その承認を得ること。なお、実績報告書には次の事項を記載すること。

- ア 収入状況
- イ 支出状況
- ウ 利用状況（各施設月別利用者数等）
- エ 利用者満足度調査結果
- オ 業務委託実績報告書

### 5 利用料金の徴収に関する業務

#### (1) 利用料金の徴収

ア 利用料金の徴収に当たっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取扱うとともに、事故防止に努めること。

イ 利用料金の徴収及び保管については、然るべき責任者を置いて適正な管理を行うこと。

ウ 利用料金は前納とし、指定管理者の収入とする。なお、収納した利用料金は、帳簿等を作成し、適正に管理しなければならない。

#### (2) 利用料金の額の決定

利用料金の額は、条例第12条第2項の規定に基づき、条例別表に定める額の範囲内において、神奈川県の承認を得て定めること。

#### (3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例第13条の規定に基づき神奈川県の承認を得て定めた基準により、適正かつ公正に行うこと。

#### (4) 利用料金の不還付の決定

納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用することができないと認めるときは、この限りではない。

### 6 調査及び監査等

#### (1) 調査及び監査等

県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

### 7 その他留意事項

#### (1) 関係機関への届出等

センターの管理運営に関する必要な法令を遵守し、関係機関への届出や手続き等を遺漏な



く行うこと。

## (2) 職員の配置等

ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。

イ 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名以上配置すること。

ウ 受付業務に必要な適正人数を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。

エ 防火管理者を置くこと。

オ 施設運営及び施設管理等に従事する者には、スポーツ施設での勤務経験、会計経理の実務経験を有する者を配置するよう努めること。

カ 職員は、利用者に対し、備品の適切な取扱いや安全指導が行える者を配置するとともに、応急救護手当に対応できる有資格者（救急救命士等）を配置するよう努めること。

## (3) 行政財産目的外使用許可部分の光熱水費について

指定管理料に含まれていないため、各使用者に対し、実際にかかった費用を請求すること。

また、請求した費用については、立替収入として県へ報告すること。

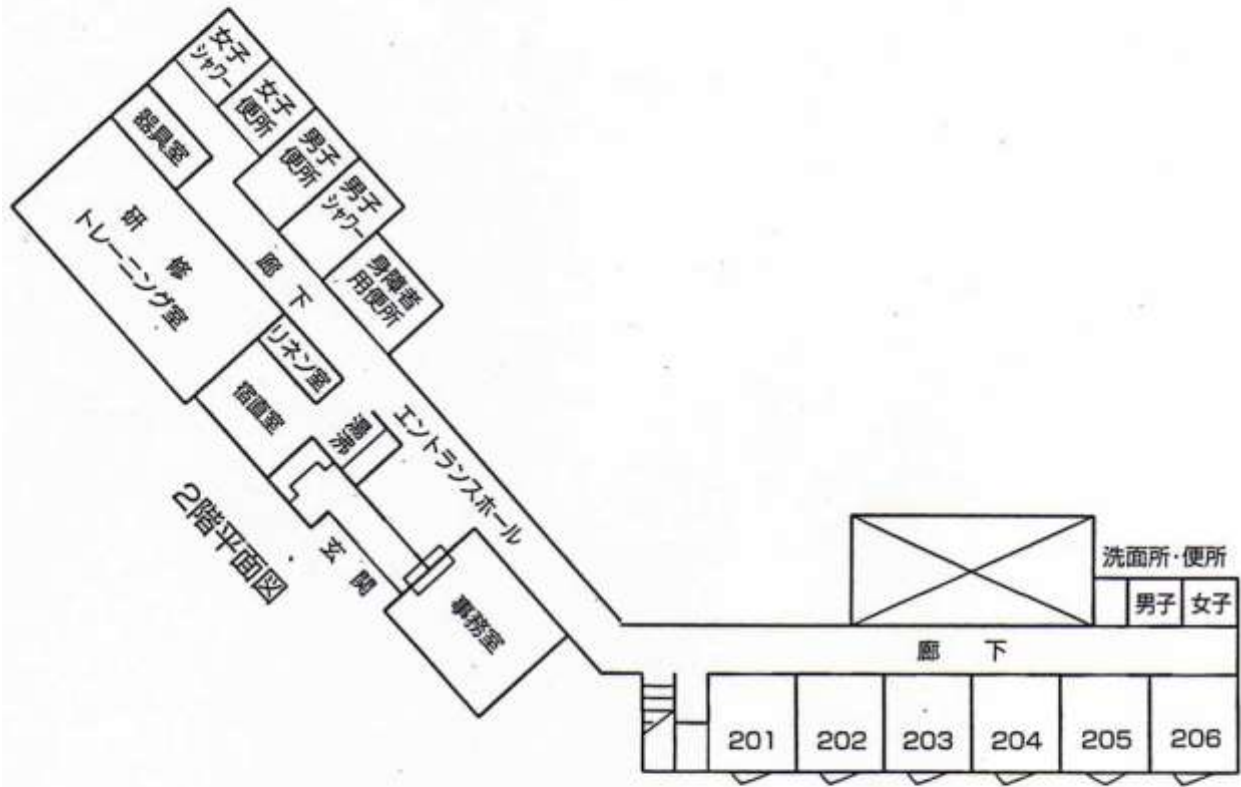
## (4) 留意事項

今後、敷地外周部フェンスの整備工事（令和3年度実施予定）及びリードウォール機械設備の改修工事（令和4年度以降実施予定）を予定しており、他にも施設の状況に応じて改修工事を実施する可能性があるため、留意すること。

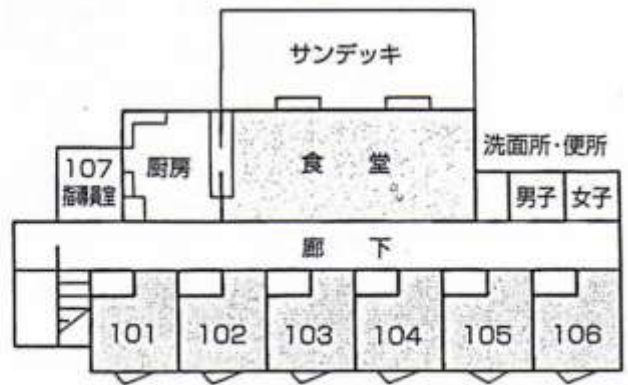
## (5) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者がセンターの業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

山岳スポーツセンター平面図



2階平面図



1階平面図

## 施設・設備・備品（貸付物品）一覧表

## 【施設・設備】

区分	種別・名称	面積・構造・規模・型式	備 考	
土地	借地	6,647.44 m <sup>2</sup>	設置許可(県立秦野戸川公園)	
建物	木造	497.87 m <sup>2</sup> 木造		
工作物				
	細目名	規 格 ・ 構 造	数 量	備 考
	ガス設備	ガス設備	1	県有地
	水道設備	給水管	1	〃
	その他	H=16.1m、L=16m、P=4m	1	〃

## 【備品】

分 類	品 名	規 格	単価	数量	取得年月日
箱、戸だな類	コインロッカー	ウチダ 302-0507	171,255	1	H9.7.11
	下駄箱	360×1970×1830	96,752	1	H9.7.10
		360×1250×1830	90,851	1	H9.7.10
		360×850×1830	65,756	1	H9.7.10
	収納庫	田窪工業所 MB-730	97,650	1	H10.3.30
ちゅう具類	コーナー水切り台	サンウェア <sup>®</sup> 940×600×800	64,680	1	H9.7.8
	ガステーブル	RGT-S096	225,000	1	H31.3.7
		M-212C	49,800	1	H31.3.7
	調理台	サンウェア <sup>®</sup> WST-90	80,850	1	H9.7.8
		サンウェア <sup>®</sup> P-WT-187CSA	110,250	1	H9.7.8
		サンウェア <sup>®</sup> WST-60	73,500	1	H9.7.8
	冷蔵庫	ホシザキ HRF-90ZT	324,000	1	H31.3.15
	流し台 (3層シンク)	サンウェア <sup>®</sup> P-3S-156 (3槽シンク)	171,780	1	H9.7.8
流し台 (1層シンク)	サンウェア <sup>®</sup> P-1S-77(NB) (1槽シンク)	84,315	1	H9.7.8	
冷暖房機器類	ルームエアコン Eシリーズ2015ベーシック モデル	S28STEV-W	68,764	6	H28.5.30
	空調機ダイキン 室内機	C28RTV-W	63,180	6	H30.3.8
	空調機ダイキン 室外機	2M53RAV	156,060	3	H30.3.8
計測機器類	デジタル台はかり	DP-8100 75kg	61,425	2	H11.3.31
諸機械類	ワイレスマイセット	ナショナル	199,920	1	H11.3.31
教養及び体育器具類	ソフトマット	セノーAM9911	115,500	2	H22.6.24
	オートビレイ機	PERFECT DESCENT SPEED DRIVE(競技用)	495,000	1	R2.8.5
雑器具類	テント(天幕)	三栄T-2	79,800	4	H9.7.28

管 理 備 品 数 合 計	39
---------------	----

【リース物品】

分 類	品 名	規 格	数 量	賃借開始年月日	備 考
医療機 器類	自動体外式除細動器 (AED)	カルディオライフ AED-3100	1	H30.10.10	賃貸借先： ニッケービスコム (株)

## 神奈川県立山岳スポーツセンター管理運営業務の内容及び基準（仕様）詳細について

	対 象 項 目	対 象 機 器 等
1	管理運営業務の内容及び基準 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1) 保守管理業務－イ－(ア) a～i の点検・清掃等の対象機器詳細、数量、メーカー等	a 及び i 水道設備 受水槽 24.5m <sup>3</sup> (戸川公園管理) b 消防設備 消防機器 沖電気防災(株) HBP126AE10 排煙設備 中央発條(株) Cabledex c 電気設備点検 電気設備 (株)特立電機製作所 96F-627 テレビ共聴設備 日本アンテナ(株) NCA-30SW 避雷針 2基 一般放送設備 東芝ライテック(株) ADM-301 インターフォン設備 アイホン(株) TD-6H/B トイレ呼び出し装置 アイホン(株) CAN-nC/B 外灯 東芝ライテック(株) 3-0 NH-150 d ガス設備保守点検 ガス給湯器 リンナイ(株) RUXC-3200W e 自動ドア (株)神奈川ナブコ DS-11 f リードウォール及びスピードウォール保守点検 リードウォール 巴工業株式会社 H15m×W3m2面1基 H2m×W64m1面1基 H5m×W5m1面1基 スピードウォール 有限会社善 H18m×W3m2面1基 g 館内定期清掃 トイレ清掃/磁器タイル 131.2m <sup>2</sup> シャワー室・厨房/磁器タイル 54.8m <sup>2</sup> 風除室及び玄関/鉄平石 17.3m <sup>2</sup> 食堂、廊下、宿泊室、研修室、風防室、

		階段 336.3m <sup>2</sup> 事務室、洗面所 44.4m <sup>2</sup> 可動式窓、ドア／ガラス 193.7m <sup>2</sup> はめ込み式窓／ガラス 46.6m <sup>2</sup>
2	管理運営業務の内容及び基準 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1) 保守管理業務－イ－(イ) a～cの日常清掃	旅館営業許可書より 延床面積：626.93m <sup>2</sup> (参考：1F約471m <sup>2</sup> 、2F約156m <sup>2</sup> ) 客室数及び定員 13室、48人 内訳 14.58m <sup>2</sup> 6室 24人 12.96m <sup>2</sup> 5室 20人 (階層式) 12.96m <sup>2</sup> 1室 2人 7.29m <sup>2</sup> 1室 2人

## (想定) 指定管理料

本施設では、施設及び設備の利用料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用します。利用料金は神奈川県立山岳スポーツセンター条例に定める上限額の範囲内で、知事の承認を得て指定管理者が定めることとなります。指定管理業務に要する総経費から、利用料金収入として見込まれる額を差し引いた額を指定管理料として提案していただくこととなります。

県が積算した指定管理料の金額は次のとおりです。この金額を上回る提案については、選外とします。

## (1) 指定管理料の上限額

総額： 584,062千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

上記のうち 山岳スポーツセンター分：72,637千円(上限額)

秦野戸川公園分：511,425千円(上限額)

年額：山岳スポーツセンター分

【令和4年度】14,542千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

【令和5年度】14,776千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

【令和6・8年度】14,236千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

【令和7年度】14,847千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

秦野戸川公園分：102,285千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額)

(「県立秦野戸川公園管理運営業務の内容及び基準の「参考資料2 神奈川県立秦野戸川公園の想定収支」参照)

※ 指定管理料の提案に当たっては、公園分、山岳スポーツセンター分それぞれの上限額を超えない範囲でご提案ください。

※ 指定管理料の提案額は、各年度とも県が積算した金額(消費税及び地方消費税を含む金額)を上限とします。

※ 審査項目「節減努力等」の評価は、提案された指定管理料の各年度の合計額により評価します。

※ 「神奈川県立秦野戸川公園及び神奈川県立山岳スポーツセンター 指定管理者募集要項【共通編】」p24「10 管理に要する経費 (1) 指定管理業務に係る経費」に示す計算式により、項目「節減努力等」を評価します。一律満点となる提案額は次のとおりです。

総額： 467,249.6千円(消費税及び地方消費税10%を含む金額) 以下

上記のうち 山岳スポーツセンター分： 58,109.6千円(上限額)

公園分： 409,140千円(上限額)

※ 本施設の指定管理者への申請をご検討される際の参考にしていただくため、直近3年間の指定管理料及び利用料金収入実績を次のとおりお示しいたします。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定管理料	9,339 千円	9,339 千円	9,598 千円
利用料金収入	5,814 千円	5,923 千円	5,606 千円

注)消費税及び地方消費税を含む金額をもって指定管理料とします。申請団体等は消費税及び地方消費税を含む金額を提案してください。

※ 参考：別紙 5-1 及び 5-2 「神奈川県立山岳スポーツセンター（過去 3 年間の利用状況実績・料金収入実績）」

上記の金額は、

【①指定管理料＝総管理経費－②駐車場収入－③利用料金収入】の①に該当する額です。

②駐車場収入に該当する額については、別冊「県立秦野戸川公園管理運営業務の内容及び基準」の「公園関係資料」を参照のうえ提案して下さい。なお、山岳スポーツセンターには駐車場はありません。

\* 1 上記に記載されている「①指定管理料」は、過去の管理実績をベースに算定した 1 年分の額で、提案の上限額(消費税 10%込み)となります。

\* 2 上記の①指定管理料の上限額には、以下のとおり、秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの総管理経費、利用料金収入が反映されています。

①指定管理料の上限額(総額)

＝総管理経費(公園+山岳スポーツセンター) － 駐車場収入・自動販売機収入(公園のみ)  
 － 利用料金収入

\* 3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、企業のノウハウも含まれています。したがって、再委託を予定する業務及び委託金額については、必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等(平成 29 年度～令和元年度) \* 秦野戸川公園は別添資料参照

(金額：千円)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	年度平均
電気	使用量 (kw)	18,803	18,063	15,945	17,604
	電気料金	426	454	391	424
上下水道	使用量 (m <sup>3</sup> )	560	554	576	563
	上下水道料金	239	238	253	243
ガス	使用量 (m <sup>3</sup> )	231	204	217	217
	ガス料金	117	106	121	115